

## 太陽光発電施設の設置に関する 近隣住民に対する説明会等に係る考え方について

「館林市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」第5条第1項に基づく近隣住民に対する説明会等の考え方は下記の通りです。

説明会等を行う際は、近隣住民との良好な関係を考慮して、丁寧な説明を行ってください。

周 知 範 囲	隣接地権者(居住者・権利者含む)を基本とする。なお、光、影、騒音、振動等考慮できる影響を想定して範囲を決めてください(施工時含む)。また、必要に応じて、設置地区の区長にも周知してください。
周 知 方 法	説明会または個別訪問
開 催 ( 説 明 ) 者	事業者
費 用	事業者の負担
説明会の欠席者への対応	事業区域に隣接して居住する方に対しては、個別に対応してください。

### 【担当】

館林市役所 地球環境課 環境政策係  
TEL 0276-47-5124 (ダイヤルイン)